

(様式 - 1)

(平成17年8月1日更新)

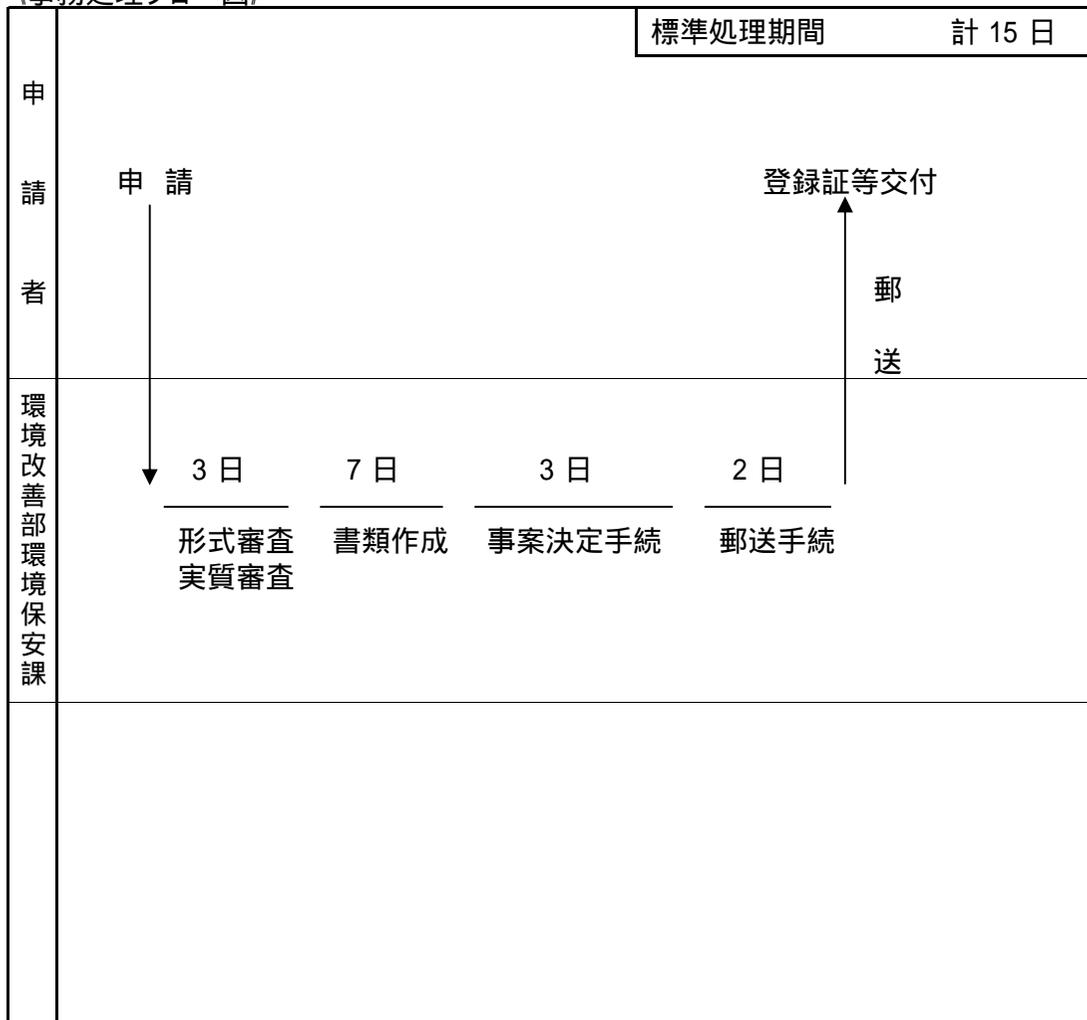
事 務 処 理 フ

事務名 電気工事業登録及び変更事務

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42 - 481

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	形 式 審 査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実 質 審 査	申請書の内容が電気工事業の業務の適正化に関する法律の基準を満たしているかどうかを審査します。
3	書 類 作 成	電気工事業登録証、帳簿、索引簿等を作成、又は変更をします。
4	事 案 決 定 手 続	登録について起案し、決定します。
5	登 録 証 等 交 付	郵送等交付手続をします。